

子ども養育支援基本法制定を目指して

近時、「父母の離婚等の後における父母との継続的な関係の維持等に関する法律」の立法化の動きが進んでいます。

両親の離婚や別居によりその影響をもっとも受けるのはその子どもたちであり、その影響を最小限にすることは親の責任ともいえます。2011年の民法766条の改正により、協議離婚の際には、子の利益をもっとも優先して、面会交流、養育費などを協議で定めるものとされました。

親の離婚にさらされた子どもが安定した生活を取りもどすためには、両親からの精神的・経済的双方の面におけるバランスのとれた支援が必要ですが、それを可能とするには、離婚する両親への支援も必要となります。

今回、このような国あるいは地方自治体による、子どもの利益を中心にバランスのとれた支援を可能にする立法を検討するため、本シンポを企画しました。

事前申し込みや参加費等は不要です。関係各機関の皆様におかれましては、ぜひ奮ってご参加ください。

記

日時：2017年1月28日(土)午後2時から5時

場所：早稲田大学法学部8号館地下1階102教室

報告者：寺前忠（親子断絶防止法 全国連絡会）・赤石千衣子（しんぐるまざあず・ふぉーらむ）・金亮完（山梨学院大学）・榊原富士子（東京弁護士会）・鶴岡健一（(公)家庭問題情報センター）・二宮周平（立命館大学）・棚村政行（早稲田大学）（敬称略）

*当日の撮影・録音・録画及びこれらの配信は固くお断りいたします。

【お問い合わせ先】

〒169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1

早稲田大学法学学術院 棚村 政行

電話&FAX 03-5286-3823

*** 進 行 次 第***

- 1 現状報告・問題提起 榊原富士子 弁護士（東京弁護士会） 2:00～2:10
- 2 報告
 - (1) 法案にかかわった立場から
寺前忠氏（親子断絶防止法 全国連絡会） 2:10～2:25
 - (2) ひとり親世帯を支援する立場から
赤石千衣子氏（しんぐるまざあず・ふぉーらむ） 2:25～2:40
 - (3) 日本の協議離婚制度の問題点と課題（家族法改正の方向性）
金亮完教授 山梨学院大学教授 2:40～3:00
 - (4) 子の監護をめぐる裁判実務の課題
榊原富士子 弁護士（東京弁護士会） 3:00～3:15
～ 休憩 ～
 - (5) 養育費請求・面会交流支援の現場から
鶴岡健一氏（公益社団法人家庭問題情報センター） 3:25～3:40
 - (6) 面会交流支援団体の実情とニーズ（財政支援の必要性）
二宮周平 立命館大学法科大学院教授 3:40～3:55
 - (7) 子ども養育支援基本法の提案
棚村政行 早稲田大学法学学術院教授 3:55～4:15
～ 休憩 ～
- 3 パネルディスカッション
コーディネーター 相原佳子 弁護士（第一東京弁護士会） 4:25～4:55
- 4 総括 片山登志子 弁護士（大阪弁護士会） 4:55～5:00
以上